

登録教習機関の登録区分の廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第49条の規定による技能講習業務の一部廃止の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- (1) 登録番号  
第69号
- (2) 登録教習機関の名称  
マジオネットホールディングス株式会社
- (3) 登録教習の住所  
東京都新宿区新宿5-17-5 ラウンドクロス新宿5丁目8F
- (4) 登録教習機関の事務所の名称  
マジオネットホールディングス株式会社  
マジオワークライセンススクール藤枝校
- (5) 登録教習機関の事務所の所在地  
静岡県島田市東町2178
- (6) 廃止する登録区分  
69-1 フォークリフト運転技能講習
- (7) 業務廃止年月日  
令和8年3月31日

令和8年4月3日

静岡労働局長